

平成29年度
標津町財務書類
(統一の基準)

平成31年4月
標津町

<目次>

1 地方公会計の整備（統一的な基準による財務書類の公表）	1
2 公会計の対象とする会計の範囲	2
3 平成28年度決算状況（財務書類図解）	3
4 各財務書類の説明	5
(1) 貸借対照表	
(2) 行政コスト計算書	
(3) 純資産変動計算書	
(4) 資金収支計算書	
5 財務書類からわかること（一部再掲）	11
(1) 資産形成度	
(2) 世代間公平性	
(3) 持続可能性	
(4) 効率性	
(5) 自立性	
6 財務書類に係る注記	14
(1) 一般会計等	
(2) 全体会計	
(3) 連結会計	

1 地方公会計の整備（統一的な基準による財務書類の公表）

地方公共団体を含む官公庁の会計は、収入と支出による現金主義を採用し、毎年度ごとに作成する決算書は、単年度会計による単式簿記を用いた収支決算に基づき作成されています。

これらの資料は、その年にどのような収入があり、それをどのように使ったかという現金の動きがわかりやすい反面、これまで整備してきた建物や土地、その他インフラ等資産や将来返済しなければならない負債、行政サービスを実施するのに要した費用など、長期的かつ総合的な情報がつかみにくいところがあります。

国は、行政の信頼性と情報公開の徹底を掲げ、平成18年には新地方公会計制度研究会実務研究会を発足し、総務省事務次官通知により、5年後の平成23年度までに公会計による財務4表の整備又はその作成に必要な情報開示を要請しました。

加えて、その翌年に地方公共団体の財政の健全化に関する法律を成立させ、平成19年度決算から、健全化指標を設定し、毎年度の公表を義務付けてきました。

健全化指標による公表は国の一定様式において作成されるものですが、公会計の財務書類は様々なモデル混在し、独自スタイルを採用する自治体もあって、各団体の比較ができない状況があり、また、小規模の自治体では人的理由から取り組めない実態であったため、新たに統一基準を設けることで総務省の取組みがはじまりました。

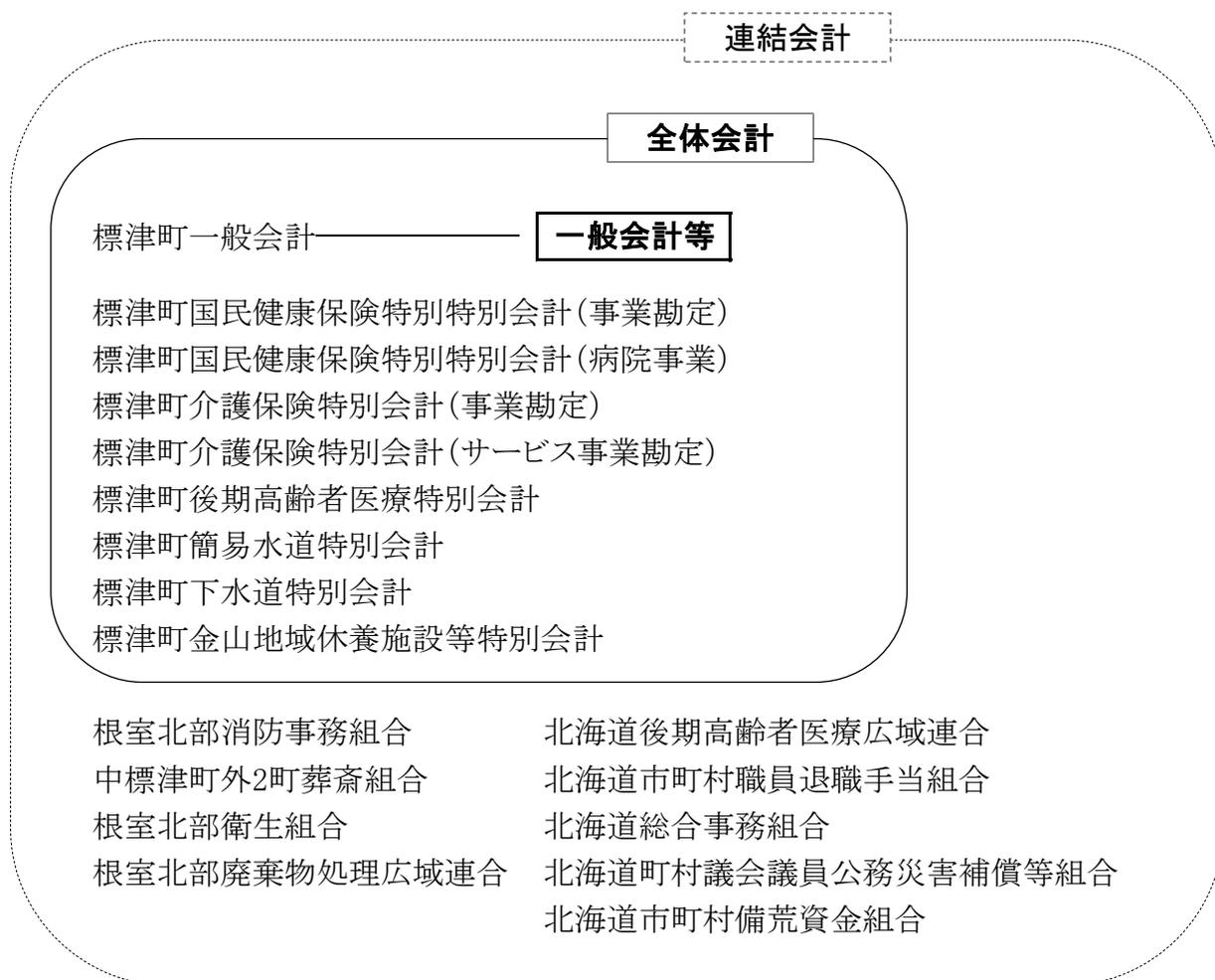
統一的な基準による地方公会計の整備は、国によるマニュアル作成が開始され、平成27年1月には、総務大臣により平成29年度までに全ての地方公共団体において、「統一的な基準」による財務書類等を作成するよう要請が出されました。

標津町においては、まず、固定資産台帳の整備を実施し、北海道自治体システム協議会の財務会計システムやHARP（北海道電子自治体共同システム）の公会計システムなどを活用し、企業会計的手法である発生主義・複式簿記による財務書類の作成に取り組むこととしました。

総務大臣要請に基づき、平成28年度決算から、毎年度「統一的な基準」による財務書類（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書）を作成し、公表するものであります。

今後は、財務書類による財政状況の特徴や課題を明らかにし、一層の財政の健全化に努めてまいります。

2 公会計の対象とする会計の範囲



※ 平成30年3月末時点で、一部の連結団体において「統一的な基準」による平成29年度決算財務書類の作成が完了していないことから、連結会計うち北海道市町村職員退職手当組合、北海道市町村総合事務組合及び北海道町村議会議員公務災害補償等組合を除いた団体の連結会計により作成した決算財務書類を公表します。

なお、未整備の連結団体の決算財務書類が作成された場合は、連結会計を修正し、公表することとします。

作成基準日

作成基準日は、会計年度(平成29年度)の最終日である平成30年3月31日となります。

なお、出納閉鎖期間となる平成30年4月1日から5月31日までの収支については、基準日までに終了したものと取り入れられています。

3 平成29年度決算状況（財務書類図解）

<全体会計>

【貸借対照表】

資産 296億9,506万円	負債 97億5,920万円
うち現金預金 4億3,235万円	純資産 199億3,586万円

【行政コスト計算書】

経常費用 74億5,830万円	経常収益 9億9,154万円 (純経常行政コスト △64億6,676万円)
臨時損失 28万円	臨時利益 634万円
	純行政コスト △64億6,070万円

【資金収支計算書】

本年度資金収支額	6,157万円
前年度末資金残高	3億5,987万円
本年度末歳計外現金残高	1,090万円
本年度末現金預金残高	4億3,235万円

【純資産変動計算書】

本年度純資産変動額	2,540万円
うち純行政コスト	△64億6,070万円
前年度末純資産残高	199億1,047万円
本年度末純資産残高	199億3,586万円

貸借対照表とは

年度末時点での資産や負債などの残高(ストック情報)を表しています。

表の左側の「資産」は、標津町が保有している道路、病院、学校などの固定資産や現金預金、基金などの残高を表しており、町全体で296億9,506万円を保有していることとなります。

表の右側では、町債などの「負債」が97億5,920万円あり、「資産」から「負債」を差し引いた「純資産」が199億3,586万円あることを示しています。

貸借対照表は、資産をどのような財源(負債と純資産)で賄ったかを表しており、「負債」は将来の負担を、「純資産」は現在までの世代の負担を表しています。

行政コスト計算書とは

1年間の行政運営コストのうち、福祉、教育、ごみ処理など資産形成(施設やインフラの建設・整備)につながらない行政サービスに要したコストを人件費、物件費等、その他の業務費用、移転費用に区分して表したものです。

これらの費用から、使用料等を差し引いたものが、「純経常行政コスト」(毎年度発生するコスト)となります。

さらに臨時損失と臨時利益の差額を加えたものが「純行政コスト」となります。

標津町の全体会計における平成29年度の「純行政コスト」は、純資産変動計算書の「純行政コスト(△)」と一致します。

純資産変動計算書とは

「純資産(過去の世代や国・道が負担した将来返済しなくてもよい財産)」が平成29年度中にどのように増減したかを表示したものです。

全体会計の純資産は、平成29年度中に2,540万円増となり、年度末残高は199億3,586万円となりました。この金額は、貸借対照表の「純資産」と一致します。

資金収支計算書とは

1年間の資金(現金預金)の増減について、行政サービスを提供する業務(業務活動)、公共施設などの資産形成(投資活動)、町債や基金などの資金調達・運用(財務活動)に区分し、どのような活動にどれだけ資金が必要であったかを表しています。

平成29年度決算では、資金収支は6,157万円となり、年度末現金預金残高は4億3,235万円となりました。

なお、年度末現金預金残高は、貸借対照表の「資産」のうち「現金預金」と一致します。

■貸借対照表からわかること

標津町の平成29年度末時点の資産形成は、一般会計等(標津町は一般会計のみのため、以下「一般会計」という。)で240億1,369万円、全体会計は296億9,506万円、連結会計では314億872万円となっています。

このうち、純資産である、一般会計の160億401万円、全体会計の199億3,586万円、連結会計の208億7,112万円は、既に過去の世代や国・道の負担により既に支払いが完了しています。

反面、負債合計額の一般会計で80億968万円、全体会計の97億5,919万円、連結会計の105億3,760万円については、将来世代が負担していくことになります。

これまで形成した資産と将来の住民負担となる負債を町民一人あたり(平成30年1月1日現在住民基本台帳人口5,375人での試算。以下同じ。)に換算すると、次のようになります。

<町民一人あたりの資産額、負債額>

	一人あたり資産額	一人あたり負債額	差額(支払済み資産)
一般会計	447万円	149万円	298万円
全体会計	552万円	182万円	370万円
連結会計	584万円	196万円	388万円

連結会計に占める割合の大きい会計等は、資産については、一般会計が76.49%、下水道会計が10.2%、簡易水道会計が4.3%となっています。一部事務組合等では廃棄物処理する根室北部広域連合、根室北部衛生組合と根室北部消防事務組合を合わせると4.8%で、住民に密着した生活関連施設等で資産保有が高くなっているものです。負債についても、施設整備費を地方債で工面していることから、ほぼ同様の割合となっています。

総資産に対する返済義務を負わない純資産の割合、つまり「現在までの世代がどの程度負担をしてきたのか」を示す純資産比率については、一般会計66.6%、全体会計で67.1%、連結会計では66.45%となっています。

一般会計を除く各会計の純資産比率は、下水道会計が71.4%、簡易水道66.3%、病院会計が56.3%となっています。下水道会計の比率が高いのは、施設の更新時期が近付いていることを意味しています。

また、連結団体の純資産比率は、根室北部衛生組合で68.2%、根室北部廃棄物処理広域連合が71.2%で、いずれも施設更新の時期を迎えているものです。

有形固定資産の取得価格に対する減価償却累計額の割合である有形固定資産減価償却率(資産老朽化比率)については、一般会計が53.9%、全体会計は56.0%、連結会計では55.7%となっています。

一般会計では解体費が嵩むなどの理由から、用途廃止したものの取り壊しに至っていない、休止中の有形固定資産が多いことも比率を押し上げる要因となっています。

一般会計以外の会計別では、下水道会計で62.0%、簡易水道会計57.0%、病院会計も57.8%、金山地域休養施設等会計が97.6%となっており、ほとんどが高い率を示し、施設の老朽化が激しく進んでいることが見て取れます。

(2) 行政コスト計算書 (平成29年4月1日～平成30年3月31日)

(単位:千円)

科 目	一般会計等	全体会計	連 結
経常費用	5,635,168	7,458,302	8,153,072
業務費用	2,833,551	4,252,479	4,737,002
人件費	771,271	1,352,299	1,580,932
職員給与費	860,827	1,435,912	1,620,963
賞与等引当金繰入金	54,474	60,368	71,377
退職手当引当金繰入金	△ 180,581	△ 180,581	△ 152,417
その他	36,551	36,601	41,010
物件費等	2,000,269	2,709,195	2,948,336
物件費	1,160,214	1,432,305	1,590,877
維持補修費	172,388	189,311	189,555
減価償却費	667,667	935,140	1,014,755
その他	-	152,438	153,149
その他の業務費用	62,012	190,985	207,735
支払利息	47,862	76,278	81,682
徴収不能引当金繰入金	1,972	10,708	10,712
その他	12,178	103,999	115,340
移転費用	2,801,617	3,205,823	3,416,069
補助金等	1,661,501	2,921,684	3,131,040
社会保障給付	276,602	276,602	276,602
他会計への繰出金	862,386	-	-
その他	1,129	7,538	8,428
経常収益	159,595	991,543	1,018,720
使用料及び手数料	99,892	691,379	709,225
その他	59,703	300,164	309,494
純経常行政コスト	△ 5,475,573	△ 6,466,759	△ 7,134,352
臨時損失	277	277	277
災害復旧事業費	-	-	-
資産除売却損	277	277	277
投資損失引当金繰入金	-	-	-
損失補償等引当金繰入金	-	-	-
その他	-	-	-
臨時利益	6,341	6,341	6,341
資産売却益	6,341	6,341	6,341
その他	-	-	-
純行政コスト	△ 5,469,509	△ 6,460,695	△ 7,128,288

■行政コスト計算書からわかること

平成29年度の経常費用合計額から、使用料等(経常収益)を差し引いた純経常行政コストは、一般会計ベースで54億7,576万円、全体会計ベースで64億6,676万円、連結ベースでは71億3,435万円です。これを町民一人あたりに換算すると次のようになります。

○町民一人あたりの純経常行政コスト

・一般会計 102万円 ・全体会計 120万円 ・連結会計 133万円

純経常行政コストから臨時損失と臨時利益の差額を加えた純行政コストは、一般会計54億6,951万円、全体会計は64億6,070万円、連結会計では71億2,829万円となり、この不足部分(純行政コスト)については、町税などの一般財源や国・道補助金などで賄っています。

経常収益に対する経常費用の割合(受益者負担率)は、一般会計3.0%、全体会計で13.3%、連結会計では12.5%となっています。

特に保育料の負担軽減・無料化、子ども医療費の無料化、体育施設の使用料の無料化などにより、一般会計での受益者負担率は低くなっています。全体会計や連結会計で受益者負担率を押し上げているのは、簡易水道会計が高い率にあるからです。

(3) 純資産変動計算書 (平成29年4月1日～平成30年3月31日)

(単位:千円)

科 目	一般会計等			全体会計			
	合 計	固定資産 等形成分	余剰分 (不足分)	合 計	固定資産 等形成分	余剰分 (不足分)	他団体出 資等分
前年度末(期首)純資 産残高	16,115,213	24,114,947	△ 7,999,735	19,910,465	29,544,426	△ 9,633,961	-
純行政コスト(△)	△ 5,469,509	-	△ 5,469,509	△ 6,460,695	-	△ 6,460,695	-
財源	5,334,810	-	5,334,810	6,343,906	-	6,343,906	-
税金等	4,378,388	-	4,378,388	4,802,930	-	4,802,930	-
国道等補助金	956,422	-	956,422	1,540,976	-	1,540,976	-
本年度差額	△ 134,698	-	△ 134,698	△ 116,789	-	△ 116,789	-
固定資産等の変動(内部 変動)		△ 424,139	424,139		△ 547,853	547,853	
有形固定資産等の増加		459,247	△ 459,247		575,728	△ 575,728	
有形固定資産等の減少		△ 670,670	670,670		△ 943,589	943,589	
貸付金・基金等の増加		344,974	△ 344,974		398,586	△ 398,586	
貸付金・基金等の減少		△ 557,690	557,690		△ 578,579	578,579	
資産評価差額	△ 866	△ 866	-	△ 866	△ 866	-	-
無償所管換等	23,692	23,692	-	142,381	142,381	-	-
他団体出資等分の増加							
他団体出資等分の減少							
その他	672	-	672	672	-	672	-
本年度純資産変動額	△ 111,200	△ 401,313	290,112	25,399	△ 406,337	431,736	-
本年度末(期末)純資 産残高	16,004,012	23,713,635	△ 7,709,623	19,935,863	29,138,089	△ 9,202,225	-

科 目	連 結		
	合 計	固定資産 等形成分	余剰分 (不足分)
前年度末(期首)純資 産残高	20,859,256	31,272,143	△ 10,412,887
純行政コスト(△)	△ 7,128,288	-	△ 7,128,288
財源	7,028,108	-	7,028,108
税金等	5,187,299	-	5,187,299
国道等補助金	1,840,809	-	1,840,809
本年度差額	△ 100,180	-	△ 100,180
固定資産等の変動(内部 変動)		△ 600,244	600,244
有形固定資産等の増加		602,814	△ 602,814
有形固定資産等の減少		△ 1,023,203	1,023,203
貸付金・基金等の増加		410,980	△ 410,980
貸付金・基金等の減少		△ 590,835	590,835
資産評価差額	△ 866	△ 866	-
無償所管換等	142,381	142,381	-
他団体出資等分の増加			
他団体出資等分の減少			
その他	△ 29,472	2,538	△ 32,010
本年度純資産変動額	11,864	△ 456,191	468,055
本年度末(期末)純資 産残高	20,871,120	30,815,953	△ 9,944,832

■純資産変動計算書からわかること

平成29年度における純資産については、一般会計ベースで年度中 1億1,120万円の減で、年度末の純資産残高は160億401万円となり、全体会計ベースでは2,540万円増の年度末残高は199億3,586万円、連結会計ベースでは1,187万円増の208億7,112万円となります。これを町民一人あたりに換算すると次のようになります。

○町民一人あたりの純資産残高

・ 一般会計 298万円 ・ 全体会計 371万円 ・ 連結会計 388万円

純行政コストに税収や国・道補助金等を充てても賄いきれない差額(上記表の本年度差額)については、一部過疎対策事業債のソフト分、特定目的基金の繰入や前年度繰越金で賄っている現状があります。

(4) 資金収支計算書 (平成29年4月1日～平成30年3月31日)

(単位:千円)

科 目	一般会計等	全体会計	連 結
【業務活動収支】			
業務支出	5,141,900	6,645,491	7,232,108
業務費用支出	2,340,283	3,439,668	3,816,040
人件費支出	947,642	1,527,941	1,728,038
物件費等支出	1,332,601	1,614,536	1,775,870
支払利息支出	47,862	86,826	92,230
その他の支出	12,178	210,365	220,901
移転費用支出	2,801,617	3,205,823	3,416,069
補助金等支出	1,661,501	2,921,684	3,131,040
社会保障給付支出	276,602	276,602	276,602
他会計への繰出支出	862,386	-	-
その他の支出	1,129	7,538	8,428
業務収入	4,900,052	6,276,760	6,983,862
税込等収入	4,378,431	4,689,042	5,072,937
国道等補助金収入	363,488	602,336	902,169
使用料及び手数料収入	97,943	726,236	744,083
その他の収入	60,189	256,145	264,673
臨時支出	-	-	-
災害復旧事業費支出	-	-	-
その他の支出	-	-	-
臨時収入	-	-	-
業務活動収支	△ 241,849	△ 371,731	△ 248,246
【投資活動収支】			
投資活動支出	803,549	977,776	1,025,125
公共施設等整備支出	459,247	580,228	607,313
基金積立金支出	338,622	391,869	409,648
投資及び出資金支出	-	-	-
貸付金支出	5,680	5,680	8,165
その他の支出	-	-	-
投資活動収入	1,158,021	1,599,171	1,620,058
国道等補助金収入	592,934	592,934	592,934
基金取崩収入	552,166	559,634	569,470
貸付金元金回収収入	3,854	3,854	7,277
資産売却収入	9,067	9,067	9,067
その他の収入	-	433,682	441,310
投資活動収支	354,472	621,395	594,933
【財務活動収支】			
財務活動支出	626,702	957,487	1,057,044
地方債償還支出	623,845	954,630	1,054,187
その他の支出	2,857	2,857	2,857
財務活動収入	551,549	769,390	769,390
地方債発行収入	551,549	757,249	757,249
その他の収入	-	12,141	12,141
財務活動収支	△ 75,153	△ 188,097	△ 287,654
本年度資金収支額	37,471	61,567	59,033
前年度末資金残高	240,979	359,886	387,901
本年度末資金残高	278,449	421,453	446,934
前年度末歳計外現金残高	10,575	10,575	10,597
本年度歳計外現金増減額	326	326	354
本年度末歳計外現金残高	10,901	10,901	10,951
本年度末現金預金残高	289,351	432,354	457,885

■資金収支計算書からわかること

平成29年度における資金収支は、一般会計ベースで3,747万円の増、全体会計は6,157万円の増、連結会計では5,903万円の増となりました。

その結果、年度末の資金残高は、一般会計は2億7,845万円、全体会計で4億2,145万円、連結会計では4億4,693万円となります。

地方債などの財政活動収支を除く収入・支出[業務活動収支(支払利息支出を除く。)+投資活動収支(基金分の支出・収入を除く。)]の基礎的財政収支(プライマリーバランス)は、一般会計が△5,306万円、全体会計は1億6,837万円、連結会計では2億7,930万円となっています。

資金収支活動の性質上、業務活動の収入不足を補うための基金の取崩収入が投資活動収入となっていることから、業務活動収支が大幅なマイナス値となっており、上記のとおり一般会計ではプライマリーバランスもマイナス値を示していることから、行政サービスにおいての受益負担の無償化や軽減化を図っていることがその一因となっているものです。

一般会計を含めた全体会計や連結会計では経営の採算性を求める会計や一部事務組合などを含んでいることから、プライマリーバランスの均衡が保たれ、プラス値となっています。

また、財政活動収支が一般会計で△7,515万円、全体会計で△1億8,810万円、連結会計では△2億8,765千円となっており、平成29年度においては、地方債の発行額よりも、償還支出が多くなっています。

5 財務書類からわかること(一部再掲)

平成30年1月1日現在
人口 5,375人

(1) 資産形成度「将来世代に残る資産はどのくらいあるのか」

- 町民一人あたりの資産額 (資産合計÷住民基本台帳人口)
 - ・ 一般会計 447万円
 - ・ 全体会計 552万円
 - ・ 連結会計 584万円

- 有形固定資産減価償却率 (有形固定資産の減価償却累計÷取得価格等)

有形固定資産についても取得価格に対する減価償却累計額の割合を計算することにより、耐用年数に対して償却資産の取得からどの程度経過しているかを全体として把握することができます。

100%に近いほど老朽化の程度が高いということになります。

- ・ 一般会計 53.9%
- ・ 全体会計 56.0%
- ・ 連結会計 55.7%

(2) 世代間公平性「将来世代と現世代との負担の分担は適切か」

- 純資産比率 (純資産÷総資産)

企業会計でいう「自己資本比率」に相当し、この比率が高いほど財政状況が健全であると言われていますが、地方公共団体においては、総資産に対し、返済義務のない純資産がどれだけの割合になっているかということで、「現在までの世代がどの程度負担をしてきたか」を表しています。

- ・ 一般会計 66.6%
- ・ 全体会計 67.1%
- ・ 連結会計 66.5%

- 社会資本形成の世代間負担率 (地方債 (臨時財政対策債を除く) ÷有形固定資産)

社会資本の整備結果を示す有形固定資産の形成コストを将来の負担となる地方債などの負債でどれだけ負担したのかを表します。

この指標が高いほど、将来世代が負担すべき割合が高いことを示します。

- ・ 一般会計 21.8%
- ・ 全体会計 22.8%
- ・ 連結会計 23.2%

(3) 持続可能性「財政に持続可能性があるか(どのくらい借入があるか)」

- 町民一人あたりの負債額 (負債÷住民基本台帳人口)

- ・ 一般会計 149万円
- ・ 全体会計 182万円
- ・ 連結会計 196万円

- 債務償還可能年数 (参考指標としての計算式)

〔(将来負担額－充当可能基金＋充当可能財源) ÷ (業務収入＋減収補てん債特例分年度末残高＋臨時財政対策債年度末残高－業務支出－支払利息)〕

決算時に算定される健全化4指標では、公営企業や一部事務組合等の起こした地方債の償還財源に充てた繰出金や負担金などが含まれていることから、将来負担比率がマイナス値となり算定されないことから、ここでは統一基準による算式を使用しないで上記のように算定するものです。

ちなみに、統一基準による現行の算定式は、次のようになります。

債務償還可能年数＝[(将来負担額－充当可能基金残高) ÷ (業務収入＋減収補てん債特例分発行額＋臨時財政対策債発行可能額－業務支出)]

債務償還可能年数とは、地方債や退職引当金といった実質債務のすべてに対し償還財源上限額をすべて償還に充当した場合、何年で現在の債務を償還できるかを示す指標で、債務償還可能年数が短いほど債務償還能力が高いといえます。

債務の償還原資を経常的な業務活動からどれだけ確保できているかということは、債務償還能力を把握するうえで重要な指標です。

- ・ 債務償還可能年数 1.77 年

(4) 効率性「行政サービスは効率的に提供されているか」

- 町民一人あたりの行政コスト（各行政コスト÷住民基本台帳人口）
 - ① 町民一人あたり純経常行政コスト（資産形成以外の行政サービスから使用料などの収入を差し引いたもの）
 - ・ 一般会計 102万円 ・ 全体会計 120万円 ・ 連結会計 133万円
 - ② 町民一人あたり人件費
 - ・ 一般会計 14万円 ・ 全体会計 25万円 ・ 連結会計 29万円
 - ③ 町民一人あたり物件費等
 - ・ 一般会計 37万円 ・ 全体会計 50万円 ・ 連結会計 55万円
 - ④ 町民一人あたり移転費用（補助金や社会保障給付など）
 - ・ 一般会計 52万円 ・ 全体会計 60万円 ・ 連結会計 64万円

(5) 自立性「歳入はどのくらい税収等で賄われているか(受益者負担の水準はどうか)」

- 受益者負担の割合（経常収益÷経常費用）
 - ・ 一般会計 3.0% ・ 全体会計 13.3% ・ 連結会計 12.5%

6 財務書類に係る注記(一般会計等、全体会計、連結会計)

注記 【一般会計等】

1. 重要な会計方針

(1) 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

開始時における有形固定資産等の評価は原則として取得原価とし、取得原価が不明なものは原則として再調達原価としております。また開始後については、原則として取得原価とし、再調達原価での評価は行わないこととしております。

(2) 有価証券等の評価基準及び評価方法

出資金のうち、市場価格があるものは会計年度末における市場価格を持って貸借対照表価額としております。

出資金のうち、市場価格がないものは出資金額を持って貸借対照表価額としております。ただし、市場価格のないものについて、出資先の財政状態の悪化により出資金の価値が著しく低下した場合には、相当の減額を行うこととしております。なお、出資金額の価値の低下割合が30%以上である場合には、「著しく低下した場合」に該当するものとしております。

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

有形固定資産(事業用資産、インフラ資産)
定額法を採用しております。

無形固定資産

定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

徴収不能引当金

過去3年間の平均不納欠損率により計上しております。

賞与引当金

翌年度6月支給予定の期末・勤勉手当のうち、全支給対象期間に対する本年度の支給対象期間の割合を乗じた額を計上しております。

退職給付引当金

地方公共団体財政健全化法における退職手当支給額に係る負担見込額算定方法に従っております。

損失補償引当金

地方公共団体財政健全化法における損失補償債務等に係る一般会計等負担見込額算定方式に従っております。

(5) リース取引の処理方法

ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っております。(少額リース資産及び短期のリース取引には簡易的な取り扱いをし、通常の賃貸借に係る方法に通常の賃貸借に係る方法に準じて会計処理を行っております。)

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

現金(手許現金及び要求払預金)及び現金同等額(3ヶ月以内の短期投資など)を資金の範囲としております。このうち現金同等額は、短期投資の他、出納整理期間中の取引により発生する資金の受け払いも含んでおります。

(7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

消費税の会計処理

税込方式によっております。

2 重要な会計方針の変更等

- (1) 総務省「今後の地方公会計の推進に関する研究会」報告の「統一的な基準」で他団体との比較可能性をはかるため、開始時において、道路、河川及び水路の敷地については、再調達価格としてきましたが、当時において取得原価が判明するものは取得原価、取得原価が不明なものは備忘価格1円にしております。平成20年度より平成25年度までに取得した資産について同様の処理を行っております。

(2) 総務省「今後の地方公会計の推進に関する研究会」報告の「統一的な基準」の表示方法に合わせるため、従前の財務書類より大幅な表示の変更を行っております。

3 重要な後発事象

- (1) 主要な業務の改廃
該当する事象はありません。
- (2) 組織・機構の大幅な変更
該当する事象はありません。
- (3) 地方財政制度の大幅な改正
該当する事象はありません。
- (4) 重大な災害等の発生
該当する事象はありません。
- (5) その他重要な後発事象
該当する事象はありません。

4 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

団体名	出資割合 (%)	損失補償限度額 (千円)	うち財政健全化法の将来負担比率の算定上将来負担額とした額
-	-	-	-
合計			

(2) 係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているもの

(単位：千円)

名称等 (訴訟等)	金額	事件番号	概要
-	-	-	-
合計			

(3) その他主要な偶発債務 該当する事象はありません。

5 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

- ① 一般会計等財務書類の対象範囲は次の通りです。
一般会計
- ② 一般会計等と普通会計の対象範囲等の差異
一般会計等は、普通会計の対象範囲と同じで一般計のみを対象としています。
- ③ 出納整理期間について
財務書類の作成基準日は、会計年度末（3月31日）ですが、出納整理期間中の現金の受け払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としております。（地方自治体法第235条の5「普通地方公共団体の出納は、翌年度の5月31日をもって閉鎖する。」）
- ④ 各項目の金額を表示単位未満で四捨五入しているため、合計等の金額が一致しない場合があります。
- ⑤ 地方公共団体財政健全化法における健全化判断比率の状況は、次の通りです。

実質赤字比率	-	%
連結実質赤字比率	-	%
実質公債費比率	7.6	%
将来負担比率	-	%
- ⑥ 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額
予定額

- 千円

⑦ 繰越事業に係る将来の支出予定額		
繰越費通次繰越額 (一般会計)		— 千円
繰越明許費 (一般会計)		49,070 千円
事故繰越額 (一般会計)		— 千円

⑧ 過年度修正などに関する事項
該当する事象はありません。

(2) 貸借対照表に係る事項

① 基準モデルから統一的な基準モデルへ移行したことによる影響など
従前の財務書類を公開しておらず影響はありません。

② 売却可能資産に係る資産科目別の金額及びその範囲		
土地	2,032,801 千円 内、売却可能	— 千円
立木竹	1,358,197 千円 内、売却可能	— 千円
建物	15,542,469 千円 内、売却可能	— 千円
工作物	16,915,447 千円 内、売却可能	— 千円
物品	290,444 千円 内、売却可能	— 千円

上記の金額は、貸借対照表における簿価額を記載しています。

③ 減価償却累計額
間接法による表示なのでこの記載は不要とします。

④ 減債基金に係る積立不足の有無及び不足額
該当する事象はありません。 — 千円

⑤ 基金借入金（繰替運用）の内容
財政調整基金の繰替運用の資金額 900,000 千円

⑥ 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需
要額に含まれることが見込まれる金額
健全化資料 4⑩表より 5,931,227 千円

⑦ 将来負担に関する情報（地方公共団体財政健全化法における将来負担比率の算定要 素）		
ア. 標準財政規模		3,839,917 千円
イ. 元利償還金・純元利償還金に係る基準財政需要額算入額		22,025 千円
ウ. 将来負担額		9,547,411 千円
エ. 充当可能金額		11,242,415 千円
オ. 特定財源見込額		228,040 千円
カ. 地方債現在高などに係る基準財政需要額算入見込額		5,931,227 千円

⑧ 自治法第234条の3に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金
額
該当する事象はありません。 — 千円

⑨ 管理者と所有者が異なる指定区間外の国道や指定区間の一級河川等及び表示登記が行
われていない法廷が公共物
該当する事象はありません。

⑩ 道路、河川及び水路の敷地の評価額 889 千円

⑪ PFI事業に係る資産
該当する事象はありません。

(3) 行政コスト計算書に係る事項
該当する事象はありません。

(4) 純資産変動計算書に係る事項

- ① 純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容
固定資産等形成分は、資産形成のために充当した資源が蓄積されたもので、原則として固定資産等の形態で保有されています。余剰分（不足分）は、費消可能な資源が蓄積されたもので、原則として金銭の形態で保有されています。

(5) 資金収支計算書に係る事項

- ① 基礎的財政収支
業務活動収支（支払利息支出を除く。） Δ 193,987 千円
投資活動収支（基金を除く。） 140,928 千円
基礎的財政収支(プライマリーバランス) Δ 53,059 千円
- ② 既存の決算情報との関連性
会計間の繰出金、繰入金を相殺処理しております。
- ③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳
主な内訳は、以下の通りです。
- | | |
|-----------------------|---------------------|
| ア. 賞与等引当金繰入額 | 54,474 千円 |
| イ. 退職手当引当金繰入額 | 697,079 千円 |
| ウ. 減価償却費 | 667,667 千円 |
| エ. 資産除売却損 | 277 千円 |
| オ. 賞与等引当金繰戻額（前年度繰入額） | Δ 50,264 千円 |
| カ. 退職手当引当金繰戻額（前年度繰入額） | Δ 877,669 千円 |
- ④ 一時借入金
該当する取引はありません。
- ⑤ 重要な非資金取引
該当する取引はありません。

注記

【全体】

1. 重要な会計方針

(1) 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

開始時において、道路、河川及び水路の敷地については、再調達価格としてきましたが、当時において取得原価が判明するものは取得原価、取得原価が不明なものは備忘価格1円にしております。平成20年度より平成25年度までに取得した資産について同様の処理を行っております。

また開始後については、原則として取得原価とし、再調達原価での評価は行わないこととしております。

(2) 有価証券等の評価基準及び評価方法

出資金のうち、市場価格があるものは会計年度末における市場価格を持って貸借対照表価額としております。

出資金のうち、市場価格がないものは出資金額を持って貸借対照表価額としております。ただし、市場価格のないものについて、出資先の財政状態の悪化により出資金の価値が著しく低下した場合には、相当の減額を行うこととしております。なお、出資金額の価値の低下割合が30%以上である場合には、「著しく低下した場合」に該当するものとしております。

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

有形固定資産（事業用資産、インフラ資産）
定額法を採用しております。

無形固定資産
定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

徴収不能引当金
過去3年間の平均不納欠損率により計上しております。

賞与引当金

翌年度6月支給予定の期末・勤勉手当のうち、全支給対象期間に対する本年度の支給対象期間の割合を乗じた額を計上しております。

退職給付引当金

地方公共団体財政健全化法における退職手当支給額に係る負担見込額算定方法に従っております。

損失補償引当金

地方公共団体財政健全化法における損失補償債務等に係る一般会計等負担見込額算定方式に従っております。

(5) リース取引の処理方法

ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っております。（少額リース資産及び短期のリース取引には簡易的な取り扱いをし、通常の賃貸借に係る方法に通常の賃貸借に係る方法に準じて会計処理を行っております。）

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等額（3ヶ月以内の短期投資など）を資金の範囲としております。このうち現金同等額は、短期投資の他、出納整理期間中の取引により発生する資金の受け払いも含んでおります。

(7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

消費税の会計処理
税込方式によっております。

2 重要な後発事象

(1) 主要な業務の改廃

該当する事象はありません。

(2) 組織・機構の大幅な変更
該当する事象はありません。

(3) 地方財政制度の大幅な改正
該当する事象はありません。

(4) 重大な災害等の発生
該当する事象はありません。

(5) その他重要な後発事象
該当する事象はありません。

3 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況
該当する事象はありません。

(2) 係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているもの
該当する事象はありません。

(3) その他主要な偶発債務
該当する事象はありません。

4 追加情報

(1) 全体財務書類の対象範囲は次の通りです。

一般会計等	: 一般会計
事業会計	: 国民健康保険特別会計（事業勘定）、介護保険特別会計（事業勘定） 介護保険特別会計（サービス事業勘定）、後期高齢者医療特別会計
公営企業（法非適）	: 簡易水道特別会計、下水道特別会計 金山地域休養施設等特別会計
公営企業（法適）	: 国民健康保険特別会計（病院事業）

(2) 出納整理期間について

財務書類の作成基準日は、会計年度末（3月31日）ですが、出納整理期間中の現金の受け払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としております。（地方自治体法第235条の5「普通地方公共団体の出納は、翌年度の5月31日をもって閉鎖する。」）

(4) 各項目の金額を表示単位未満で四捨五入しているため、合計等の金額が一致しない場合があります。

(5) 法適用の公営事業会計は、公会計勘定科目体系とは異なることから読み替えを行って作成しております。

(6) 連結財務書類作成の手引きに沿って連結対象団体(会計)間で行われている操出・繰入などのすべての内部取引を相殺消去しております。

注記

【連結会計】

1. 重要な会計方針

(1) 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

開始時において、道路、河川及び水路の敷地については、再調達価格としてきましたが、当時において取得原価が判明するものは取得原価、取得原価が不明なものは備忘価格1円にしております。平成20年度より平成25年度までに取得した資産について同様の処理を行っております。

また開始後については、原則として取得原価とし、再調達原価での評価は行わないこととしております。

(2) 有価証券等の評価基準及び評価方法

出資金のうち、市場価格があるものは会計年度末における市場価格を持って貸借対照表価額としております。

出資金のうち、市場価格がないものは出資金額を持って貸借対照表価額としております。ただし、市場価格のないものについて、出資先の財政状態の悪化により出資金の価値が著しく低下した場合には、相当の減額を行うこととしております。なお、出資金額の価値の低下割合が30%以上である場合には、「著しく低下した場合」に該当するものとしております。

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

有形固定資産（事業用資産、インフラ資産）
定額法を採用しております。

無形固定資産

定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

徴収不能引当金

過去3年間の平均不納欠損率により計上しております。

賞与引当金

翌年度6月支給予定の期末・勤勉手当のうち、全支給対象期間に対する本年度の支給対象期間の割合を乗じた額を計上しております。

退職給付引当金

地方公共団体財政健全化法における退職手当支給額に係る負担見込額算定方法に従っております。

損失補償引当金

地方公共団体財政健全化法における損失補償債務等に係る一般会計等負担見込額算定方式に従っております。

(5) リース取引の処理方法

ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っております。（少額リース資産及び短期のリース取引には簡易的な取り扱いをし、通常の賃貸借に係る方法に通常の賃貸借に係る方法に準じて会計処理を行っております。）

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等額（3ヶ月以内の短期投資など）を資金の範囲としております。このうち現金同等額は、短期投資の他、出納整理期間中の取引により発生する資金の受け払いも含んでおります。

(7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

消費税の会計処理
税込方式によっております。

2 重要な後発事象

(1) 主要な業務の改廃
該当する事象はありません。

(2) 組織・機構の大幅な変更
該当する事象はありません。

(3) 地方財政制度の大幅な改正
該当する事象はありません。

(4) 重大な災害等の発生
該当する事象はありません。

(5) その他重要な後発事象
該当する事象はありません。

3 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況
該当する事象はありません。

(2) 係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているもの
該当する事象はありません。

(3) その他主要な偶発債務
該当する事象はありません。

4 追加情報

(1) 各財務書類の対象範囲は次の通りです。

①一般会計等財務書類

一般会計

②全体財務書類

事業会計

：国民健康保険特別会計（事業勘定）、介護保険特別会計（事業勘定）、介護保険特別会計（サービス事業勘定）、後期高齢者医療特別会計

公営企業（法非適）：簡易水道特別会計、下水道特別会計

金山地域休養施設等特別会計

公営企業（法適）：国民健康保険特別会計（病院事業）

③連結財務書類

一部組合：

根室北部消防事務組合（比例連結）

中標津町外2町葬斎組合（比例連結）

根室北部衛生組合（比例連結）

根室北部廃棄物処理広域連合（比例連結）

北海道市町村備荒資金組合（比例連結）

北海道後期高齢者医療広域連合（比例連結）

※ 一部組合については、連結可能組合分で財務書類を作成しております。
順次、連結可能となった組合を連結対象とします。

(2) 出納整理期間について

全体財務書類の作成基準日は、会計年度末（3月31日）ですが、出納整理期間中の現金の受け払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としております。（地方自治体法第235条の5「普通地方公共団体の出納は、翌年度の5月31日をもって閉鎖する。」）

一部事務組合は、会計年度末（3月31日）となっております。

(3) 各項目の金額を表示単位未満で四捨五入しているため、合計等の金額が一致しない場合があります。

(4) 第三セクター等の会計は、公会計勘定科目体系とは異なることから読み替えを行って作成しております。

(5) 連結財務書類作成の手引きに沿って連結対象団体(会計)間で行われている資金の出資(受入)、貸付(借入)、返済(回収)、利息の支払い(受取)、売上(支払)、操出(繰入)など、原則としてすべての内部取引を相殺消去しております。

